

令和4年
春の火災予防運動

期間 令和4年4月11日(月)から17日(日)まで

統一防火標語 『おうち時間 家族で点検 火の始末』



下北地域広域行政事務組合
消防本部

令和4年春の火災予防運動実施要綱

下北地域広域行政事務組合消防本部

1 目的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

2 統一防火標語

『おうち時間 家族で点検 火の始末』

3 実施期間

令和4年4月11日（月）から17日（日）までの7日間

4 実施区域

下北地域広域行政事務組合全域5市町村
（むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村）

5 重点目標

- (1) 住宅防火対策の推進
- (2) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
- (3) 放火火災防止対策の推進
- (4) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (5) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
- (6) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底
- (7) 林野火災予防対策の推進
- (8) 地域における防火安全体制の充実
- (9) 大規模産業施設の安全確保
- (10) 電気火災・燃焼機器火災予防対策の推進
- (11) 文化財建造物等の防火安全対策の徹底

6 推進項目

- (1) 住宅防火対策の推進
 - ア 住宅用火災警報器の設置の徹底、適切な維持管理の方法と、その必要性の具体的な広報及び経年劣化した住宅用火災警報器の交換の推進
 - イ 住宅用消火器を始めとした住宅用防災機器等の普及促進
 - ウ たばこ火災に係る注意喚起広報の実施
 - エ 防災品の周知及び普及促進
 - オ 消防団、女性（婦人）防火クラブ及び自主防災組織等と連携した広報・普及啓発活動の推進
 - カ 地域の実情に即した広報の推進
 - キ 高齢者等の要配慮者の把握や安全対策に重点を置いた死者発生防止対策の推進
 - ク 地震台風等の自然災害時における火災対策の推進

- (2) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
 - ア 延焼拡大危険性の高い地域を中心とした火災予防広報や警戒の徹底
 - イ 火災予防広報の実施
 - ウ たき火等を行う場合の消火準備及び監視の励行
 - エ 火気取扱いにおける注意の徹底
 - オ 工事等における火気管理の徹底

- (3) 放火火災防止対策の推進
 - ア 放火火災に対する地域の対応力の向上
 - イ ガソリンの容器詰替え販売における本人確認等の徹底
 - ウ 防火対象物における放火火災防止対策の徹底
 - エ 効果的な放火火災被害の軽減対策の実施

- (4) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
 - ア 防火管理体制の充実
 - イ 避難施設等及び老朽化消火器を始めとする消防用設備等の維持管理の徹底
 - ウ 二酸化炭素を消火剤とする不活性ガス消火設備の放出事故の発生をふまえた安全対策の再徹底
 - エ 防災物品の使用の徹底及び防災製品の使用の促進
 - オ 防火対象物定期点検報告制度及び防災管理点検報告制度の周知徹底
 - カ 違反のある防火対象物に対する是正指導の推進
 - キ ホテル・旅館等における防火安全対策の徹底
 - ク 表示制度及び公表制度の取組の推進
 - ケ 高齢者や障がい者等が入居する小規模福祉施設における防火安全対策の徹底
 - コ 有床診療所・病院等における防火安全対策の徹底
 - サ 飲食店における防火安全対策の徹底
 - シ 大規模倉庫における防火安全対策の徹底
 - ス 生計困難者等の住まいにおける防火安全対策の徹底
 - セ 外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に係る取組の推進
 - ソ 超大規模防火対象物等における自衛消防活動の実効性向上に係る取組の推進

- (5) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
 - 製品の適切な使用・維持管理及び製品火災に関する注意情報の周知徹底

- (6) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底
 - ア 催しを主催する者に対する指導
 - イ ガソリン等の貯蔵・取扱いに対する指導
 - ウ 火気器具を使用する屋台等への指導
 - エ 照明器具の取扱いに係る指導

(7) 林野火災予防対策の推進

- ア 林野周辺住民、入山者等の防火意識の高揚
- イ 火災警報発令中における火の使用制限の徹底
- ウ 火入れに際しての手続き等の徹底
- エ 林野所有者等に対する林野火災予防措置の指導の強化

(8) 地域における防火安全体制の充実

- ア 消防団員確保をより一層推進することによる地域の火災予防体制の充実
- イ 女性（婦人）防火クラブ及び自主防災組織の整備充実
- ウ 在留外国人に対する火災予防広報の実施

(9) 大規模産業施設の安全確保

- ア 当該施設の実態把握
- イ 当該施設で取り扱う危険性物品（廃棄物の処理・加工品を含む。）の把握
- ウ 当該施設に係る防火安全対策の徹底
- エ 事故の発生、対処状況について消防機関への速やかな通報連絡・情報提供の徹底

(10) 電気火災・燃焼機器火災予防対策の推進

- ア 電気配線・燃料配管の適切な維持管理
- イ 老朽化した器具や配線・配管の交換の推進
- ウ 電気機器や燃焼機器等の正しい使用の徹底

(11) 文化財建造物等の防火安全対策の徹底

7 実施要領

- (1) 実施にあたっては、「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」から改正された、別紙1「住宅防火 いのちを守る 10のポイント」に関する広報をするとともに、別紙2「令和3年秋の火災予防運動実施計画書」に基づいて行うものとする。
- (2) 関係団体への協力依頼及び各種媒体を積極的に活用した広報を行うとともに地域の実情に応じて消防団、幼年・少年消防クラブ、婦人防火クラブ等の関係団体との連携のもとに本運動の推進と充実を図るため、消防訓練やイベント等の各種事業を積極的に実施するものとする。

住宅防火 いのちを守る 10のポイント

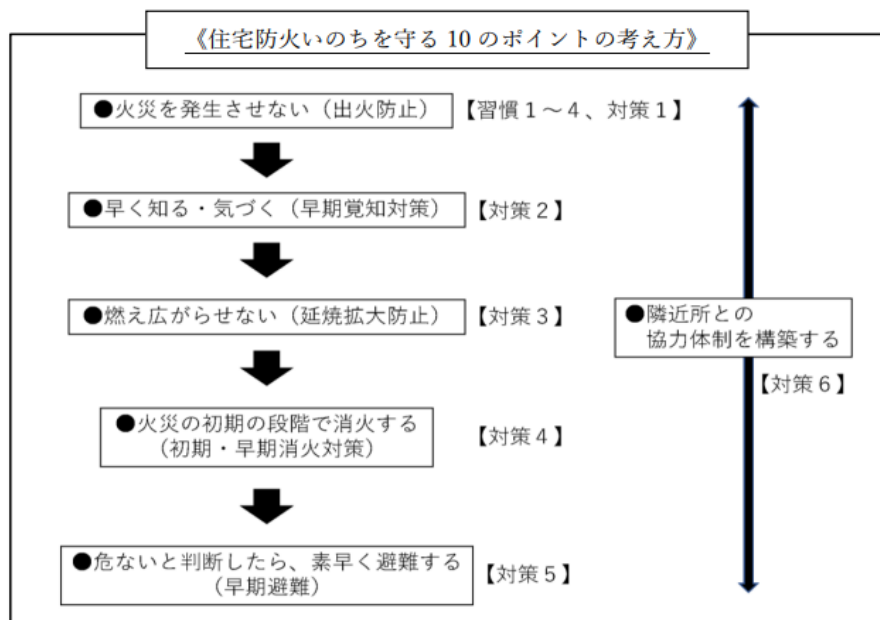
-4つの習慣・6つの対策-

4つの習慣

- **寝たばこ**は、絶対やめる。
- **ストーブ**は、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- **ガスこんろ**などのそばを離れるときは、必ず火を消す。
- **コンセント**は掃除をして、不必要なプラグは抜く。

6つの対策

- 火災の発生を防ぐために、**安全装置のついた**ストーブやこんろを使用する。
- 火災の早期発見のために、**住宅用火災警報器**を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、**防災品**を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器等**を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人は、**避難経路と避難方法を確保**しましょう。
- 防火防災訓練への参加や戸別訪問により**地域ぐるみの防火対策**をしましょう。



令和4年春の火災予防運動実施計画書

期日	実施事項	実 施 内 容	実施 機関	
火災予防運動期間中	広報宣伝	消防署・消防分署、各市町村消防団及び幼少年婦人防火クラブによる火災予防パレードを行う。	消防機関・各関係協力団体	
		要所にのぼり旗・立て看板・防火ポスター等を掲示する。		
		火災予防に関するパンフレットの配布及びHPへの掲載を行う。		
		市町村広報紙への掲載及び防災無線による広報を行う。		
		職員は腕章を装着し、車両にはマグネットシート等を貼付して業務を行う。		
		防火パトロールを行い、住民の警火心の高揚を図る。特に乾燥時や強風時には、たき火などから火災に発展しないよう強化する。		
	予防査察	防火対象物		大型店舗、ホテル、有床診療所・病院等において、消防法令違反の是正を図るとともに、実践的な訓練指導を行い防火安全対策の推進を図る。
				高齢者や障がい者等が入所する小規模福祉施設における防火安全対策の徹底を図る。
				ホテル・旅館等に係る表示制度の普及に向けた広報活動を行う。
		危険物施設		維持管理、保安体制の確立等を指導し、火災・漏洩等の事故防止を図る。
		一般住宅		住宅用火災警報器の設置徹底、適切な維持管理及び経年劣化した住宅用火災警報器の交換の推進を図る。
				高齢者等の要援護者の把握及び住宅訪問により防火対策と焼死者発生防止を図る。
	住宅用消火器をはじめとした住宅用防災機器等の設置促進及び防災品の普及促進を図る。 老朽化消火器の破裂事故等を踏まえた注意喚起と廃消火器リサイクル回収の周知徹底を図る。 住宅用火災警報器や消火器の不適正販売に係る予防策の周知を図る。			
	消防訓練	消防団と合同で火災防ぎょ訓練を行う。		
		大規模な店舗、ホテル、病院、福祉施設等で消防訓練を行い防火管理体制の検証及び消防用設備等の取扱い訓練を行う。		
	幼年・少年・婦人防火クラブ	大型店舗で幼年消防クラブ員による防火の呼び掛けを行う。		
		少年・婦人消防（防火）クラブ員による夜警巡回を行う。		
		各クラブにおいて防火教室等を開催する。		
その他	たばこ火災の危険性に係る周知や注意喚起広報を行う。			
	文化財建造物等の防火安全対策を図る。			
	放火火災の防止を図る。			
	林野火災予防対策の推進を図る。			
	震災時における出火防止対策等の推進を図る。			
	電気配線や燃焼機器の適切な使用と維持管理の徹底により製品火災の予防を図る。			
	大規模産業施設及び当該施設で取扱う危険性物品の実態把握に努める。			
危険物等の貯蔵・取扱い、火気器具を使用する露店等への指導により、多数の者が集合する催しに対する火災予防指導の徹底を図る。				